

契 約 書 (案)

福岡県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、令和3年度テレビ・ラジオスポットCM放映放送業務に関し、
下記契約項目及び後記契約条項のとおり契約を締結する。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 契約件名 | 令和3年度テレビ・ラジオスポットCM放映放送業務委託契約 |
| 2 契約内容 | (別紙)仕様書のとおり |
| 3 契約期間 | 契約締結の日から令和4年3月18日まで |
| 4 契約金額 | テレビスポットCM放映
1GRP当たり単価 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
ラジオスポットCM放送
1本当たり単価 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 5 支払方法 | 検収後翌月末現金支払 |
| 6 契約保証金 | 免除 |

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福岡市博多区吉塚本町13番47号
福岡県国民健康保険団体連合会
理事長 永原 譲二

乙

契約条項

(契約の趣旨)

第1条 乙は、令和3年度テレビ・ラジオスポットCM放映放送業務（以下、「業務」という。）を受託し、甲は、これに対し、契約金額を乙に支払うものとする。

(契約内容)

第2条 この契約において乙が行なう業務内容は、別紙仕様書記載のとおりとする。

(検査)

第3条 乙は、契約期間において業務が完了したときは、遅滞なく甲に対しその完了を報告しなければならない。

2 その日から10日以内に業務完了の確認のため検査し、検査の結果を乙に通知するものとする。また、この検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

(契約金額の支払)

第4条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額を請求することができる。なお、請求金額については、契約書記載の単価にテレビ放映量（GRP）及びラジオ放送本数を乗じて得た額とする。

2 甲は、乙より前項の支払請求があったときは、請求を受けた日が属する月の翌月末までに現金で支払わなければならない。

3 甲の責に帰すべき事由により前項の規定による支払を遅延したときは、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

4 この契約締結後に、消費税及び地方消費税の税率の改定によって、税額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(契約不適合責任)

第5条 甲は、第3条第2項に定める検査において、業務に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。この場合、甲は乙に対して乙の費用負担による当該契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し（以下あわせて「追完」という。）または代金の減額を任意に選択して請求することができる。

2 前項において、甲が追完を請求した場合には、乙は甲が請求した方法と異なる方法により履行することはできない。

3 甲は、乙から契約不適合のある業務を提供されたことにより損害を被った場合は、乙に対してその賠償を請求することができる。

4 第3条第2項に定める検査を終了した後も、検査時において容易に発見できない契約不適合で、検査終了後1年以内に発見されたものの追完、代金の減額請求及び損害賠償の請求については前三項と同様とする。

(危険負担)

第6条 業務の完了前に生じた滅失、毀損、盗難、その他の危険は乙が負担し、業務完了後は甲がこれを負担する。

(契約期間の変更)

第7条 甲乙双方又はいずれかのやむを得ない事由により、契約期間の変更が必要となった場合には、甲乙協議の上、書面により合意した場合に限りこれを変更することができるものとする。

(仕様書の変更)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約の全部または一部を第三者に委託または請負わせてはならない。ただし、予め文書により甲の承諾を受けたときは、この限りではない。この場合、この契約で規定する乙の義務と同等の義務を負わせ、乙が管理監督するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第10条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は政治活動標ぼうゴロその他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と密接に交際するなど社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲又は乙は、相手方が前二項各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

4 甲又は乙が、本契約に関連して、第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者が第1項及び第2項各号のいずれかに該当した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

5 甲又は乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

6 第3項又は前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

7 第3項又は第5項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務を、第三者に譲渡し承継させ、または担保にしてはならないものとする。ただし予め甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(資料等の提供)

- 第12条 甲は、乙に対し、業務の履行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を無償にて行なう。
- 2 業務の履行にあたり、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む）を無償で提供するものとする。
- 3 甲が前各項により提供する資料等又は作業実施場所につき、内容等の誤りまたは甲の提供遅滞によって生じた乙の業務の履行遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責を免れるものとする。
- 4 甲から提供を受けた資料等（次条第2項による複製物及び改変物を含む）が業務の履行上不要となったとき、または契約の終了後、乙は遅滞なくこれらを甲に返還または甲の指示に従った処置を行うものとする。

(資料等の管理)

- 第13条 乙は、甲から提供された業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ業務以外の用途に使用してはならない。
- 2 乙は、甲から提供された業務に関する資料等を、甲の承諾を得ずに複製または改変してはならない。

(秘密保持)

- 第14条 甲及び乙は、業務の履行にあたり相手方より提供を受けた業務上の情報のうち、相手方が秘密であると指定した情報（以下、「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号にいずれかに該当する情報については、この限りでない。
- (1) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (2) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (3) 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
 - (4) 相手方から秘密情報ではない旨の表示がなされて提供された情報
- 2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。
- 3 本条の規定は、本契約終了後3年間継続するものとする。

(甲の解除権)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責を負わない。
- (1) 乙が、その責めに帰する理由によりこの契約の重要な事項に違反したとき。
 - (2) 乙が、正当な理由なく本契約を履行しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務の完了の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 乙が、契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は放映量に1GRP当たり単価を乗じた額と、放送本数に1本当たり単価を乗じた額の合計の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の解除権)

- 第16条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき、この契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を甲に請求することができる。

(一般的損害)

第17条 乙は、その責めに帰する理由により、本件業務の履行にあたり損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、契約金額を上限とし、間接損害、特別損害、結果損害については責任を負わないものとする。また、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(合意管轄裁判所)

第18条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(協 議)

第19条 この契約の履行について疑義を生じた場合およびこの契約に定めのない事項については、甲乙双方で協議し、円満に解決を図るものとする。